

質問に対する回答について

工事名) 秋田自動車道 秋田管理事務所増築工事

質問事項と回答

No.	質問事項	回 答
1	金抜設計書—引継倉庫棟解体工事—建築工事—とりこわし工事において、「土間コンクリート解体」、「鉄骨 上屋解体」の2項目が「209.0m3」とありますが、「209.0m2」と読み替えるものと判断して宜しいでしょうか。ご教授願います。	「土間コンクリート解体」は「209.0m3」、「鉄骨上屋解体」は「209.0m2」です。 なお、「02_4 金抜設計書D票 (参考) .csv」は交渉対象としない参考資料です。
2	管理事務所棟改修工事—屋外工事—既存外構撤去工事において、「高木伐採・伐根」、「中木伐採・伐根」がありますが、積込、運搬、発生材処分に「木くず」がありません。内訳書の「混合廃棄物」として計上するものと考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	「混合廃棄物」として計上してください。
3	立体駐車場新築工事—屋外工事—とりこわし工事において、「既存アスファルトコンクリート撤去工 舗装構成成分 H=300」とありますが、断面構成は、AS50+砕石 150+50 と考えて宜しいでしょうか。また、積込、運搬、処分の項目がありません。一括して計上するものと考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	「既存アスファルトコンクリート撤去工 舗装構成成分 H=300」は設計図 A-88 記載のとおりです。 積込、運搬、処分については、「既存アスファルトコンクリート撤去工 舗装構成成分 H=300」に含めて一括計上してください。
4	A-210 中小型車庫撤去図、A-216 プロパン庫・自転車置場・浄化槽撤去図、A-231 引継倉庫棟撤去図に既存既製杭があり、図面に「※全て撤去」とありますが、各々の内訳に項目がありません。既存杭の引き抜きは別途工事と考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	地上部 (GL-300) の建築物は「全て撤去」とし、埋設部の基礎、杭は撤去に含みません。 なお、残置した基礎、杭が工事施工の支障となると判断した場合は、契約変更の対象とし、監督員と受注者間で協議のうえ決定します。
5	浄化槽新設工事—既存とりこわし工事において、A-06 図に「自転車置場、浄化槽(1)」とあります。とりこわし内訳数量は、「自転車置場、浄化槽(1)」が共に含まれていると考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	自転車置場は、浄化槽(1)の上部に設置しているため、金抜設計書 C-25 項「浄化槽新設工事—既設とりこわし工事—とりこわし工事」に含まれていません。
6	中小型車庫棟解体工事、引継倉庫棟解体工事において、撤去用の外部足場の項目がありませんが、不要と解釈して宜しいでしょうか。ご教授願います。	設計図 A-11 (参考図) のとおり、当社計画では中小型車庫棟解体工事では外部枠組み足場の設置を計画しているため、必要に応じて金抜設計書 C-35 項「中小型車庫棟解体工事—建築工事—仮設工事」に計上してください。引継倉庫解体工事では外部足場の設置は計画していません。

7	引継倉庫棟解体工事—とりこわし工事において、内部撤去の項目（Pタイル、石膏ボード等）の項目がありません。また、外装材（窯業系サイディング）の撤去項目、および重機回送費等の項目がありません。ご指示の内訳項目に含むものと考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	金抜設計書「引継倉庫解体工事—建築工事—仮設工事」の「鉄骨 上屋解体 鋼材量 30～50kg/m ² 人力・機械併用」に計上してください。
8	とりこわし工事において、アスベストの含有の有無をご教授願います。	特記仕様書「5-6 石綿含有建材の解体」記載のとおりアスベスト含有の可能性がある場合は監督員と協議のうえ、分析調査を行い必要な対策を行うこととしています。 なお、分析調査やアスベストの含有が認められた場合の撤去、処分費用は契約変更の対象とし、監督員と受注者間で協議のうえ決定します。
9	内訳数量については、設計数量と考えて宜しいでしょうか。また、図面からの算出数量および施工状況等を踏まえ数量に変更が発生した場合は、設計変更の対象となるものと考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	金抜設計書の内訳数量が設計数量です。 なお、施工状況等を踏まえ当初数量の変更が必要となる場合は契約変更の対象とし、監督員と受注者間で協議のうえ決定します。